

新 利用料金表
【1割負担】

介護保険内	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	利用料 自己負担額	ユニット型 1か月(30日)	655円 19,650円	723円 21,690円	798円 23,940円	868円 26,040円

介護保険外		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	食費 (1か月 30日)	400円 (12,000円)	490円 (14,700円)	750円 (22,500円)	1,550円 (46,500円)
	居住費(ユニット個室) (1か月 30日)	820円 (24,600円)	820円 (24,600円)	1,310円 (39,300円)	2,006円 (60,180円)
	1か月(30日)合計	36,600円	39,300円	61,800円	106,680円

保険内 + 保険外 30日		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	56,250円	58,290円	60,540円	62,640円	64,710円
	第2段階	58,950円	60,990円	63,240円	65,340円	67,410円
	第3段階	81,450円	83,490円	85,740円	87,840円	89,910円
	第4段階	126,330円	128,370円	130,620円	132,720円	134,790円

実費

その他	おやつ代	100円/日	皆様より頂きます。(1か月30日 3,000円)
	食材費	100円/日	野菜の高騰に伴い、現在の食事代では現状の食事を維持するのが非常に困難になった為皆様から頂きます。(1か月30日3,000円)
	預り金管理費	5,000円/初月のみ	(預金通帳・印鑑・各種事務手続き等の管理費)
	電気代	電気毛布・電気アンカー・加湿器等1製品につき 50円/日	
テレビ等の内、移動不可で常時電源を必要とする物1製品につき 1,000円/月			

※内田医院以外の医療費・日用品費・理美容代・趣味嗜好品費等は、実費(預り金からのお支払)となります。

◆負担限度額認定

- 第1段階(生活保護受給者・世帯全員が市町民税非課税の老齢福祉年金受給者)
- 第2段階(世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方)
- 第3段階(世帯全員が市民税非課税で、利用者負担第1段階・第2段階以外の方)
- 第4段階(利用者負担第1段階～第3段階以外の方)

※詳しいことは各務原市役所 高齢福祉課へお尋ねください。

(負担額の認定証の申請は各務原市役所へご本人又はご家族にてお願い致します。)

加算

【毎日算定する加算】	単価/日	内容
看護体制加算(Ⅰ)	12円/日	常勤の看護師1名を配置し、定員超過利用者・人員基準欠如に該当していない場合加算します。
看護体制加算(Ⅱ)	23円/日	看護職員を2名以上配置(常勤換算方法)し、24時間連絡できる体制を確保している場合加算します。
日常生活継続支援加算	46円/日	重度の要介護状態や認知症の入居者が多く占める施設において、介護福祉士を有する職員を手厚く配置した場合加算します。
夜勤職員配置加算	46円/日	夜勤時間帯において人員配置基準より多く職員を配置した場合加算します。
栄養マネジメント強化加算	11円/日	常勤の管理栄養士を配置し、栄養管理を行います。他職種が連携を図り栄養改善に向けた取り組みを行います。
個別機能訓練加算	12円/日	機能訓練指導員等が計画的に機能訓練を行っている場合1日につき加算します。
合計	150円/日	
処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数 × 加算率8.3%
特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数 × 加算率2.7%

【月に1度算定する加算】	単価/月	内容
科学的介護推進加算(Ⅱ)	50円/月	入所者ごとの心身の状況等の基本情報を、厚生労働省に提出していること。
ADL維持等加算(Ⅱ)	60円/月	ADL値を測定し、測定した月ごとに厚生労働省に提出していること。
自立支援促進加算	304円/月	利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止の評価を厚生労働省に提出していること。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	排せつ介護を要する入所者ごとに、状態の軽減の見込みについて評価し、厚生労働省に提出していること。
個別機能訓練加算	20円/月	個別機能訓練計画書などを、厚生労働省に提出していること。
合計	449円/月	

【必要時に算定する加算】	単価	内容
初期加算	30円/日	入所した日から起算して30日以内の期間については、1日つき加算します。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	褥瘡発生と関連のあるリスクについて評価し、厚生労働省に提出していること。
看取り介護加算	73円・146円・689円・1,297円	医師が回復の見込みがないと判断した方に対して、人生の最期までその人らしさを維持できるように意思を尊重しつつ他職種が連携を図り看取りを行う場合加算します。
入院外泊時費用	249円/日	病院等へ入院や居宅へ外泊を認めた場合に1月につき6日を限度として1日につき加算します(月6日まで最高12日)

※職員体制等の変更があった場合により、加算額の変更がありましたらその都度報告いたします。

※平成30年4月1日より地域区分(1単位:10.14円)

令和3年4月1日～

新 利用料金表
【2割負担】

介護保険内	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		ユニット型	1,310円	1,446円	1,596円	1,736円
利用料 自己負担額	1か月(30日)	39,300円	43,380円	47,880円	52,080円	56,220円

介護保険外		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	食費 (1か月 30日)	400円 (12,000円)	490円 (14,700円)	750円 (22,500円)	1,550円 (46,500円)
	居住費(ユニット個室) (1か月 30日)	820円 (24,600円)	820円 (24,600円)	1,310円 (39,300円)	2,006円 (60,180円)
	1か月(30日)合計	36,600円	39,300円	61,800円	106,680円

保険内 + 保険外 30日		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	56,250円	58,290円	60,540円	62,640円	64,710円
	第2段階	58,950円	60,990円	63,240円	65,340円	67,410円
	第3段階	81,450円	83,490円	85,740円	87,840円	89,910円
	第4段階	145,980円	150,060円	154,560円	158,760円	162,900円

実費

その他	おやつ代	100円/日	皆様より頂きます。(1か月30日 3,000円)
	食材費	100円/日	野菜の高騰に伴い、現在の食事代では現状の食事を維持するのが非常に困難になった為皆様から頂きます。(1か月30日3,000円)
	預り金管理費	5,000円/初月のみ	(預金通帳・印鑑・各種事務手続き等の管理費)
	電気代	電気毛布・電気アンカー・加湿器等1製品につき 50円/日	
テレビ等の内、移動不可で常時電源を必要とする物1製品につき 1,000円/月			

※内田医院以外の医療費・日用品費・理美容代・趣味嗜好品費等は、実費(預り金からのお支払)となります。

◆負担限度額認定

- 第1段階(生活保護受給者・世帯全員が市町民税非課税の老齢福祉年金受給者)
- 第2段階(世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方)
- 第3段階(世帯全員が市民税非課税で、利用者負担第1段階・第2段階以外の方)
- 第4段階(利用者負担第1段階～第3段階以外の方)

※詳しいことは各務原市役所 高齢福祉課へお尋ねください。

(負担額の認定証の申請は各務原市役所へご本人又はご家族にてお願い致します。)

加算

【毎日算定する加算】	単価/日	内容
看護体制加算(Ⅰ)	24円/日	常勤の看護師1名を配置し、定員超過利用者・人員基準欠如に該当していない場合加算します。
看護体制加算(Ⅱ)	46円/日	看護職員を2名以上配置(常勤換算方法)し、24時間連絡できる体制を確保している場合加算します。
日常生活継続支援加算	92円/日	重度の要介護状態や認知症の入居者が多く占める施設において、介護福祉士を有する職員を手厚く配置した場合加算します。
夜勤職員配置加算	92円/日	夜勤時間帯において人員配置基準より多く職員を配置した場合加算します。
栄養マネジメント強化加算	22円/日	常勤の管理栄養士を配置し、栄養管理を行います。他職種が連携を図り栄養改善に向けた取り組みを行います。
個別機能訓練加算	24円/日	機能訓練指導員等が計画的に機能訓練を行っている場合1日につき加算します。
合計	300円/日	
処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数×加算率8.3%
特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数×加算率2.7%

【月に1度算定する加算】	単価/月	内容
科学的介護推進加算(Ⅱ)	100円/月	入所者ごとの心身の状況等の基本情報を、厚生労働省に提出していること。
ADL維持等加算(Ⅱ)	120円/月	ADL値を測定し、測定した月ごとに厚生労働省に提出していること。
自立支援促進加算	600円/月	利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止の評価を厚生労働省に提出していること。
排せつ支援加算(Ⅱ)	30円/月	排せつ介護を要する入所者ごとに、状態の軽減の見込みについて評価し、厚生労働省に提出していること。
個別機能訓練加算	40円/月	個別機能訓練計画書などを、厚生労働省に提出していること。
合計	890円/月	

【必要時に算定する加算】	単価	内容
初期加算	60円/日	入所した日から起算して30日以内の期間については、1日つき加算します。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	26円/月	褥瘡発生と関連のあるリスクについて評価し、厚生労働省に提出していること。
看取り介護加算	146円・292円・1,379円・2,595円	医師が回復の見込みがないと判断した方に対して、人生の最期までその人らしさを維持できるように意思を尊重しつつ他職種が連携を図り看取りを行う場合加算します。
入院外泊時費用	496円/日	病院等へ入院や居宅へ外泊を認めた場合に1月につき6日を限度として1日につき加算します(月6日まで最高12日)

※職員体制等の変更があった場合により、加算額の変更がありましたらその都度報告いたします。

※平成30年4月1日より地域区分(1単位:10.14円)

令和3年4月1日～